

中・西播磨地区精神保健福祉連絡協議会会則

(名称)

第1条 この会は、中・西播磨地区精神保健福祉連絡協議会という。

(事務所)

第2条 この会の事務所は、書記に任命された者の所属事務所に置く。

(会員)

第3条 この会の会員は、この会の目的に賛同する次の者をもって構成する。

- (1) 正会員 この会の趣旨に賛同する中・西播磨地区の精神科を標榜する病院・診療所の長及び精神保健福祉関係行政機関の長。
- (2) 特別会員 この会の趣旨に賛同するもので、理事会において承認されたもの。

(目的)

第4条 この会は、精神医療及び精神保健福祉関係行政にかかる機関が連絡を密にし精神保健福祉業務の円滑なる推進を図ることを目的とする。

(事業)

第5条 この会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 関係医療機関、行政機関相互の連絡、調整、研修会に関すること。
- (2) 精神障害者の社会復帰に関すること。
- (3) 地域精神保健福祉に関すること。
- (4) その他この会の目的の達成のために必要な事項。

(役員)

第6条 この会に次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 理事 若干名
- (4) 監事 1名

2 この会に、名誉会長及び顧問をおくことができる。

(役員の選出)

第7条 役員は、総会において会員の中から選出する。

(役員の職務)

第8条 この会の役員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、この会を代表し、会務を統轄する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代理する。
- (3) 理事は、理事会を組織し、事務の執行を図る。
- (4) 監事は、会計を監査し、総会で報告する。

(役員の任期)

第9条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。補欠役員の任期は前任者の残任期間とし、又、任期満了後も後任者が就任するまでは、前任者がその職務を行う。

(職員)

第10条 この会に書記等若干名の職員をおくことができる。職員は会長が任免する。

(会議)

第11条 会議は、総会及び理事会とし、定期総会は年1回、臨時総会は理事会が必要と認めた場合開催し、理事会は必要に応じて開催する。

(会議の成立及び議決等)

第12条 この会の会議は、定足数の過半数以上の出席を要し、議決は全て出席者の過半数をもって決する。

(会議に付すべき事項)

第13条 総会は、次の事項を決定する。

- (1) 事業報告及び決算報告
- (2) 事業計画及び予算
- (3) 役員の選出及び承認
- (4) 会計監査報告
- (5) その他会長が必要と認めた事項

(理事会の職務権限)

第14条 理事会は、次のことを行う。

- (1) 事業計画の決定
- (2) 緊急を要する事項につき、総会に代わり決定することができる。但し次の総会に報告しなければならない。
- (3) その他会長が付議した事項

(経費)

第15条 この会の経費は次の収入をもってあてる。

- (1) 会費(年10,000円)
- (2) 寄付金その他の収入
会員以外で、協議会が開催する事業に参加を希望する場合、別途実費(資料代)を徴収することとする。
- (3) 名誉会長、顧問及び特別会員は会費を納めることを要しない。

(会計年度)

第16条 この会の会計年度は4月1日に始まり3月31日に終わる。

(会則の改廃)

第17条 この会の会則の改廃は総会の議決による。

(施行)

第18条 この会則は昭和53年10月25日から施行する。

(附則)

昭和 55 年 5月 14 日この会則を一部改正し、同日をもって施行する。
昭和 59 年 6月 29 日この会則を一部改正し、同日をもって施行する。
昭和 63 年 7月 22 日この会則を一部改正し、同日をもって施行する。
平成 13 年 6月 8 日この会則を一部改正し、同日をもって施行する。
平成 14 年 3月 8 日この会則を一部改正し、同日をもって施行する。
平成 16 年 6月 18 日この会則を一部改正し、同日をもって施行する。
平成 23 年 6月 17 日この会則を一部改正し、同日をもって施行する。
令和 元年 7月 10 日この会則を一部改正し、同日をもって施行する。